

台風の影響を受けられた組合員の皆さまへ

このたびの台風により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。
教職員共済の各共済をご契約の方で、下記の被害を受けられた方は、教職員共済までご連絡ください。ただし、ご契約内容や被害の状況により共済金をお支払いできない場合がございます。詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ先 0120-065-411 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

1. 「建物に被害」を受けられた場合

総合共済

(住宅災害等共済金)

全壊・流失	100万円
半壊	40万円
一部壊	最高 30万円
床上浸水	最高 40万円

(災害見舞金)

別棟の物置や車庫等の損害時にお支払い。
※実損 3 万円以上。住宅災害等共済金とは併給しません。
(特別見舞金) 転勤による家財の移動時の損害

火災共済

(住宅災害等共済金 / 1口あたり)

全壊・流失	4.5万円
半壊	最高 2.5万円
一部壊	最高 4,000円
床上浸水	最高 1.5万円

※その他臨時費用共済金があります。
※契約口数が100口までは、契約口数に「損害の割合に応じた1口あたりの共済金額」を乗じた額をお支払いします。契約口数が100口を超える場合は、一律100口とみなして計算します。

自然災害共済

(風水害等共済金 / 1口あたり)

全壊・流失	5万円
半壊	最高 3.5万円
一部壊	最高 1万円
床上浸水	最高 2.5万円

※損害額が10万円を越える場合、お支払いします。
※その他、付属建物等特別共済金があります(大型タイプのみ。建物契約20口以上)

2. 「車両に被害」を受けられた場合

車両共済(保険) ※車両の被害に関しては0120-492509にご連絡ください。

3. 「けがで入院・休業・通院」された場合

総合共済

- ①30日以上連続した入院・休業の場合
- ②業務中、通勤途中のけがが原因で事故の日から30日以内に通算して4日以上入・通院した場合

医療共済

- 1泊2日以上の継続した入院の場合

レスキュースリー(交通災害共済) けがで入院・通院した場合、一般傷害で補償

契約に関するお問い合わせ等、広島県高校生協までご連絡ください。

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 広島県支部(高校)

(共済代理店 広島県高等学校生活協同組合)

広島県広島市中区大手町3-13-18 松村ビル4F

TEL : 0120-955-245 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

FAX : 0120-966-752 (24時間受信可能)